

冷媒回収促進センター運営要領

この運営要領は「冷媒回収促進」を円滑に遂行するために、(一社)日本冷凍空調設備工業連合会(略 日設連)及び地域冷媒回収促進センター・回収冷媒管理センター等の業務管理規程を以下のとおり定める。

1. 日設連冷媒回収促進センター

1. 1 体制

次の体制で業務を実施する。

- (1) 日設連冷媒回収促進センターは日設連に置き、地域冷媒回収促進センター・回収冷媒管理センターの業務を掌管する。
- (2) 実施業務内容について日設連環境委員会が担当する。
- (3) 実施業務内容の技術事項については日設連技術委員会及び環境委員会が担当する。
- (4) 業務を円滑に実施するため、必要に応じてワーキンググループを設置する。
- (5) センター長は、環境委員会委員長とする。センター長代理を専務理事とする。

1. 2 業務

次の業務を行う。

- (1) 冷媒回収促進に関わる施策の検討とその実施。
- (2) 日設連の冷媒回収仕組み作りとインフラ整備等冷媒回収促進に必要な施策の実施。
- (3) 冷媒回収促進に関わる関連官庁との連携業務、冷媒回収促進等関連業務の実施。
- (4) 冷媒回収に関わる相談、広報、各地域冷媒回収促進センターに対する技術指導や情報提供など、冷媒回収促進に必要な業務の立案実施。
- (5) 各地域冷媒回収促進センターを統括し、回収冷媒管理センターを認定し、冷媒回収促進を図る。必要に応じて回収冷媒管理センターの立入調査を実施。
- (6) 各地域冷媒回収促進センター・回収冷媒管理センターの回収冷媒の実施管理とレビュー業務の実施。

2. 地域冷媒回収促進センター

2. 1 設置条件

- (1) 『地域冷媒回収促進センター』は、各地域構成団体に置き回収冷媒管理センターの業務を掌管する。

2. 2 業務

次の業務を行う。

- (1) 冷媒回収に関わる相談、回収依頼の振り分け、技術指導、広報など、冷媒回収促進に必要な業務の立案実施。
- (2) 会員の回収冷媒の実績管理とレビュー業務の実施。
- (3) 担当エリア内の回収冷媒管理センター候補を選定し、基準整備の上、日設連に認定登録・更新登録申請の実施。
- (4) 日設連冷媒回収促進センターと共同して、回収冷媒管理センターのインフラ整備及び冷媒回収促進業務の実施。必要に応じて回収冷媒管理センターの立入調査を実施。
- (5) 自治体や関連団体との連携、協議会への参加及び協業促進。

3. 回収冷媒管理センター

3. 1 設置条件

- (1) 地域冷媒回収促進センターが各地域構成団体傘下の会員の中から『回収冷媒管理センター』候補を選定し、日設連冷媒回収促進センターに認定申請を行う。
- (2) 認定登録は5年ごとに更新認定登録を申請するものとする。

3. 2 業務

次の業務を行う。

- (1) 冷媒回収業者に対し、容器や回収機の貸し出しをする。
- (2) 回収業者の求めに応じて、回収冷媒を回収業者が指定した破壊又は再生事業所、あるいは「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「フロン排出抑制法」という)省令第49条(以下「省令第49条」という)により認定されたセンターへ、引き渡す。
- (3) 回収業者の求めに応じて、回収冷媒の品質を検査する。
- (4) (2)の取扱量について記録し、年度ごとに地域冷媒回収促進センターへその量を報告する。

3. 3 認定基準

- (1) 地域冷媒回収促進センターは、申請する回収冷媒管理センターが、別紙の認定基準を満たしているか確認のうえ、登録申請書(様式2)に認定基準確認書(様式3)を添付して日設連冷媒回収促進センターに提出する。

3. 4 遵守事項

- (1) 回収冷媒管理センターは、次の事項を遵守しなければならない。
違反行為があった場合は、認定を取り消す場合がある。
 - ① 自ら定めた記録様式により確実に処理すること。
 - ② 作業の安全確保に細心の注意を払うとともに社会的に信用を失うような行為は行わないこと。
 - ③ 日設連冷媒回収促進センターが必要とする回収冷媒の受入、払出、処理の報告。
 - ④ 国の補助金を受けたときは、その条件に見合う負担と必要な体制、書類の作成整備を行うこと。
 - ⑤ 冷媒フロン回収に積極的に取り組み、関連官庁との連携業務、関連業務を実施すること。
 - ⑥ 日設連及び地域構成団体の冷媒回収に関する連携業務、関連業務に協力実施すること。
 - ⑦ 高圧ガス保安法及びフロン回収・破壊法を遵守すること。
 - ⑧ 管理センター業務の他に、フロン回収やフロン再生業務、フロン破壊業務を行っている場合は、受け払い伝票等の区分け、ボンベ置き場に壁を設けるなど、それぞれの業務について管理を明確にすること。
 - ⑨ フロン排出抑制法省令第49条の認定を取得した回収冷媒管理センターは、認定を受けた都道府県知事の指針等を遵守する。

4. 附 則

- (1) 本運営要領は、平成9年7月31日より施行。
- (2) 本運営要領は、平成10年1月30日より改定施行。
- (3) 本運営要領は、平成14年2月15日より改定施行。
- (4) 本運営要領は、平成20年11月1日より改定施行。
- (5) 本運営要領は、平成29年5月18日より改定施行。

回収冷媒管理センター認定基準

回収冷媒管理センターとしての業務の実施に必要な体制、人員配置と場所、設備等を保有していること。

	要 件	カテゴリー	
		(A)	(B)
1	容器保管場所(5㎡以上)	○	○
2	回収装置	○	○
3	移充てん装置	○	×
4	分析器	○	×
5	容器	○	○
6	ガス販売届	○	○
7	ガス製造届	○	×
8	KHK冷凍施設工事認定	△	×
10	第一種フロン充填回収事業所	○	○
11	第一種冷媒フロン類取扱技術者	○	○
12	KHK保安管理者	△	×
13	技能士or製造保安責任者	△	×

注)○=要、△=望ましい、×=不要

(A)回収冷媒管理センター:

- ・持ち込まれた冷媒の、処理の判断(破壊か再生)ができ、ポンベ間の移充填もできる。
- ・ただし、移充填を行う場合には、省令49条の認定を受けた事業所に限る。

(B)回収冷媒管理センター(一時保管所):

- ・持ち込まれた回収冷媒を一時保管し、そのまま破壊施設等へ運搬する。

※ 平成29年5月18日以前に認定されたカテゴリー(C)の回収冷媒管理センターは、平成29年5月18日以降は(B)とする。